

平成 21 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社プロジェ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上 野 孝 一
(コード番号：3114 名証・大証第二部)
問合せ先 取締役 管理部長 坂 本 鐵 雄
電話番号 (03) 5777-5152
当社の親会社 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古 川 善 健
(コード番号：8206 大証第二部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について、平成 21 年 5 月 27 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)に基づく株式等振替制度(株券電子化制度)で取り扱われることになりました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決裁合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間、これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましても、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で取り扱うことを明らかにするため、所要の変更を明らかにするものであります。

(3) その他、上記変更に伴い、現行定款第 8 条以下の条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次頁のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 5 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 5 月 27 日

以上

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p><u>第 7 条 (株券の発行)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	
<p><u>第 8 条～第 9 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 7 条～第 8 条 (条文は現行通り)</u></p>
<p><u>第 10 条 (単元未満株式についての権利)</u></p>	<p><u>第 9 条 (単元未満株式についての権利)</u></p>
<p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p><u>第 11 条 (株主名簿管理人)</u></p>	<p><u>第 10 条 (株主名簿管理人)</u></p>
<p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および<u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p><u>第 12 条 (株式取扱規則)</u></p>	<p><u>第 11 条 (株式取扱規則)</u></p>
<p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>第 13 条～第 44 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 12 条～第 43 条 (条文は現行通り)</u></p>
(新設)	
	<p>附 則</p>
	<p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
	<p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>